

第4次南国市総合計画 策定方針

本方針は、「第4次南国市総合計画」を策定するために、基本的な事項を定めるものです。

1 南国市総合計画の歴史

■ 第1次南国市総合計画（昭和60年度～平成7年度までの11年間）

- ・将来像
 - (1) 人間味のある豊かな都市
 - (2) 優れた歴史と伝統を守り、文化のかおり高い都市
 - (3) 自然と調和のとれた活力ある産業都市

■ 第2次南国市総合計画（平成8年度～平成17年度までの10年間）

- ・将来像
 - (1) 人が輝く夢ロマン人間都市
 - (2) 心が安らぐ健康文化都市
 - (3) まちが煌めく産業元気都市
- ・キャッチフレーズ
「土佐のまほろば・あったか南国市」

■ 第3次南国市総合計画（平成18年度～平成27年度までの10年間）

- ・将来像
 - (1) みんなで築くまち
 - (2) 健康で安心なまち
 - (3) いきいき文化交流・産業拠点のまち
- ・キャッチフレーズ
「いきいき なんこく みんなで築く協働のまちづくり」

2 第4次南国市総合計画策定の基本的な考え方

(1) 計画策定の前提

総合計画については、これまで地方自治法第2条4項において、市町村に対し、計画の基本部分である「基本構想」について議会の議決を経て定められることが義務づけられていましたが、国の地域主権改革等により、平成23年8月1日にこの規定が削除された改正地方自治法が施行され、基本構想の法的な策定義務がなくなり、策定及び議会の議決を経るかどうかは、市の判断に委ねられることになりました。

法改正により基本構想の策定義務が撤廃されたとはいえ、まちづくりを進めていく上での指針となる中長期的な計画は必要であり、第4次となる南国市総合計画（以下、総合計画）を策定するものです。

(2) 計画名について

計画名は、「第4次南国市総合計画」とします。また、計画策定の過程で、計画の愛称等（副題として）決めることは差し支えないものとします。

(3) 議会の議決について

総合計画の策定根拠、及び議会の議決の義務づけがなくなった今、自治体の選択は

一般的に、①総合計画は策定せずに分野毎の個別計画で対応する、②行政の任意計画として策定する、③議会の議決事項として条例で定めて策定する、の三つとされています。

南国市において総合計画は、これまで同様、市の将来目標及び目標達成のための施策構想をとりまとめた、市における最上位の重要な計画であるとともに、市職員をはじめ、在住者・在勤（学）者、企業、団体等が、各々の責任のもと、将来に向かって何をすべきかが書かれた羅針盤として策定するものです。こうした位置づけから、当市においては、議会の議決を経て、定めるべきであると考えます。

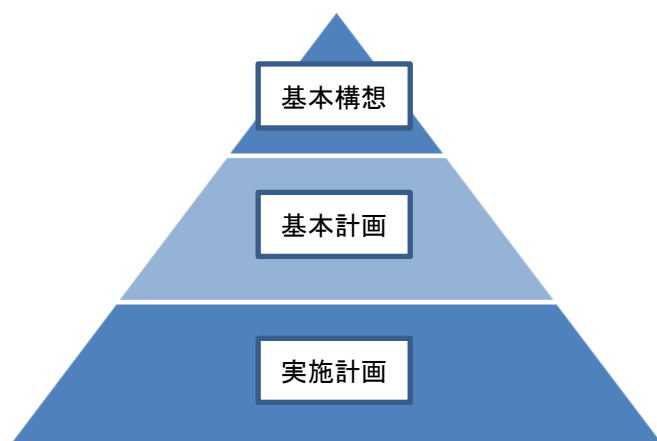
3 第4次南国市総合計画策定の期間・体系

(1) 計画期間

第4次南国市総合計画は、平成28年度（2016年度）を初年度とし、平成37年度（2025年度）までの10年間を計画期間とします。

(2) 計画の体系

基本構想、基本計画、実施計画からなる3層構造とします。



①基本構想

10年間（平成28年度～平成37年度）

長期的な視点で、市の将来像を示し、継続的な取り組みを示すものです。

②基本計画

前期5年間（平成28年度～平成32年度）

後期5年間（平成33年度～平成37年度）

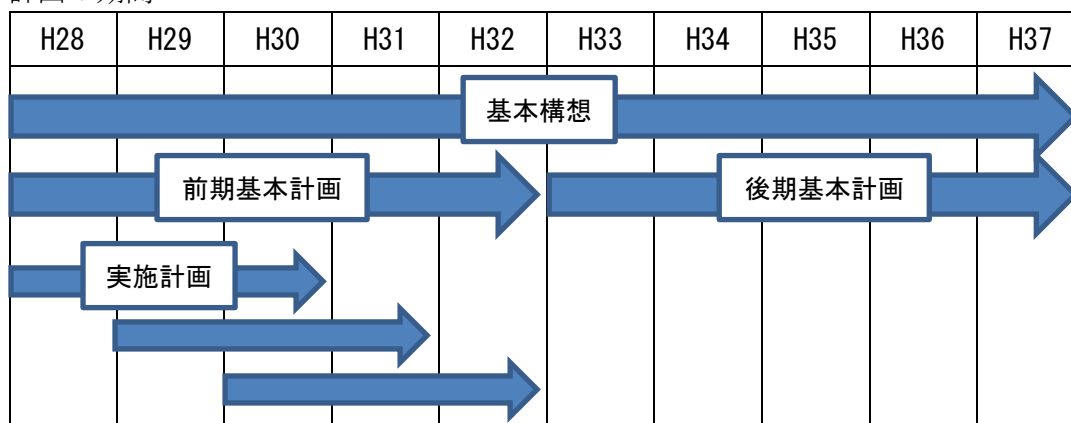
基本構想を実現するための手段・方法として、分野ごとに施策・基本事業の体系を示すものです。

③実施計画

3年間

1年ごとのローリング方式で3年間の計画として策定するものです。

計画の期間



4 計画策定の体制（別図参照）

計画策定については、「南国市行政計画審議会条例」に基づき、同審議会による審議のほか、市民参加や市職員による委員会での検討等によって、次のとおり進めていきます。

(1) 南国市行政計画審議会

審議会は、市民委員や学識経験者ら 30 名以内をもって組織します。市長より、策定について諮問を受け、会議を開催し、最終的に議論の結果を答申するものです。

(2) 庁内体制

・行政計画策定委員会

課長職による策定委員会を開催し、審議会の検討資料となる素案を策定します。素案策定にあたっては、事務局より各課とのヒアリング等を実施し、課題や今後の主要施策について整理し、各分野を網羅した素案の策定を行います。

・地方創生検討プロジェクト委員会

まち・ひと・しごと創生に関する情報の収集と全庁的な情報共有を図るほか、地方創生に関する南国市の施策の検討を行います。総合計画策定と並行して進めるため、策定事務の効率的な連携を図るとともに、調査分析作業等の成果を活用し、計画相互の整合性を図ります。

(3) 市民参加等

幅広い市民の意見や提案を反映した計画とするため、市民アンケート調査やパブリック・コメントの実施に加え、広報紙・ホームページによる市民からの提案募集など、策定過程での市民からの意見集約に努めます。

5 計画策定のスケジュール

業務内容	月	H27.4	5	6	7	8	9	10	11	12	H28.1	2	3
(1) 基本構想検討原案の作成と補修正の実施		作成	補修正の実施										
(2) 「基本計画シート」の設計と各課への記入要請・回収			シート設計	記入要請・回収									
(3) 基本計画検討原案の作成と提案				作成									
(4) 各課ヒアリングの実施及び補修正の実施					各課ヒアリング	補修正の実施							
(5) 総合計画案全体の補修正の実施とパブリックコメントの実施支援							総合計画全体の補修正の実施						(印刷) 議決
行政計画審議会		◎	◎			◎			△		◎		

■総合計画策定 体制図

